明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令（厚生労働六〇）　一
〔告　示〕
○放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインを定める件（総務一五九）　四
○著作者の実名登録の件（文化庁三八）　一〇
○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（厚生労働一八六）　一三
○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（国土交通三七一～三七六）　一四
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（同三七七～三八二）　一四
〔官庁報告〕
国家試験
ＣＢＴによる平成二十八年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
日本中央競馬会平成二十八事業年度決算等、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係　三七
地方公共団体
行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四一

省令

○厚生労働省令第六十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第一条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二ただし書中「、19の3、22の2」を「、19の3、19の4、22の2」に改め、「第十九号の三」の下に「、第十九号の四」を加え、同条第二号中「第三十八条の十二」を「第三十八条の十一」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　令別表第三第二号15の2に掲げる物又は別表第一第十五号の二に掲げる物（以下この号及び第三十八条の十三において「三酸化二アンチモン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務

第二十九条第一号及び第二号中「第三十八条の十三第一項第二号」を「第三十八条の十二第一項第二号」に改め、同条第三号中「若しくは第三十八条の十三第一項第三号」を「、第三十八条の十二第一項第三号若しくは第三十八条の十三第三項第一号イ」に改める。

第三十六条第三項中「15」を「15の2」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

三　第三十八条の十三第二項第二号イ及びロに掲げる作業（同条第三項各号に規定する措置を講じた場合に行うものに限る。）

第三十六条の二第三項中「15」を「15の2」に改める。

第三十八条の三中「15」を「15の2」に、「第十五号」を「第十五号の二」に改める。

第三十八条の九及び第三十八条の十を次のように改める。

第三十八条の九　削除

（エチレンオキシド等に係る措置）

第三十八条の十　事業者は、令別表第三第二号5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るもの（以下この条において「エチレンオキシド等」という。）を用いて行う滅菌作業に労働者を従事させる場合において、次に定めるところによるときは、第五条の規定にかかわらず、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

一　労働者がその中に立ち入ることができない構造の滅菌器を用いること。

二　滅菌器には、エアレーション（エチレンオキシド等が充填された滅菌器の内部を減圧した後に大気に開放することを繰り返すこと等により、滅菌器の内部のエチレンオキシド等の濃度を減少させることをいう。第四号において同じ。）を行う設備を設けること。

三　滅菌器の内部にエチレンオキシド等を充填する作業を開始する前に、滅菌器の扉等が閉じていることを点検すること。

四　エチレンオキシド等が充填された滅菌器の扉等を開く前に労働者が行うエアレーションの手順を定め、これにより作業を行うこと。

五　滅菌作業を行う屋内作業場については、十分な通気を行うため、全体換気装置の設置その他必要な措置を講ずること。